

第166回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 横浜市立大学データサイエンス学部入室管理における指静脈認証システムの導入について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(2) 住宅セーフティネット制度における経済的支援事業について</p> <p>(3) 東京 2020 オリンピックにおける横浜市・都市ボランティア募集業務について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(4) 「健康とくらしの調査」に関するデータの NHK への提供について</p> <p>(5) 医療・介護レセプトデータベースの統合及び共同研究の実施について (個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)</p> <p>(6) 通学路沿い民間ブロック塀等調査業務委託について</p> <p>(7) 民間ブロック塀等に係る補助金交付事業について (委託)</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告 金沢区緊急時情報システム運用事業</p> <p>(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 インターネットCMS (Webコンテンツ管理システム) 更新業務</p> <p>(3) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた子育て家庭の現状とニーズを把握するための調査</p> <p>(4) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託 体操教室参加受付事務委託</p> <p>(5) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (11件)</p> <p>(6) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (3件)</p> <p>(7) 個人情報ファイル簿兼届出書 (2件)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告 (平成30年6月23日～平成30年7月20日)</p> <p>(2) その他</p>
日 時	平成30年7月25日 (水) 午後2時～午後5時40分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	花村会長、大谷委員、加島委員、小嶋委員、鈴木委員、土井委員、新田委員、吉田委員
欠席者	中村委員
開催形態	公開 (傍聴者なし)

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項(1)～(7)について承認する。 ・ 報告事項、その他について了承する。
議 事	<p>【開 会】 (事務局) それでは、ただいまから、第166回横浜市個人情報保護審議会のご審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。本日は、中村委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、ほか8名の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>(花村会長) 始めに、第165回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますでしょうか。</p> <p>まず、吉田委員から訂正の御連絡をいただいております。会議録14ページ6行目から7行目までに「具体的にどのような項目が出てくるかを書いた状態で議論しているの」と書いてありますが、これは「議論していないの」と訂正してください。18ページの最終行の「経験があるのではないかと思う」は、「経験」ではなくて「定見」と訂正してください。</p> <p>そのほか、前回いろいろと御意見をいただいて、事務局で検討していただいたので、御説明をお願いしたいのですが、まず、大谷委員から、会議録4ページ「個人情報を取り扱う人事担当者の職員数は資料のどこに記載されているのか。審議するにあたって、特権的な権限を持って個人情報を取り扱う人たちの状況がみえやすいように、今後の審議資料では留意してほしい」という趣旨の発言がありました。事務局から御説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 前回の「市民病院及び脳卒中・神経脊椎センターにおける勤怠管理システムの導入について」の案件で御意見をいただきました。新たな記載欄を設けることは考えていませんが、本件については、審議資料の「3 審議に係る事務」の「電子計算機処理の開始」の欄に、人事課の職員の権限などについて記載した上で、公表したいと思っております。今後についてですが、同様に、「3 審議に係る事務」に記載するなど、工夫していきます。</p> <p>(花村会長) 鈴木委員から、会議録15ページ「第1回の研修や個人情報の保管状況の点検を、実施機関としてどのように行っているのか」という質問がありました。事務局から御説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 通常、個人情報を取り扱う事務の委託契約の場合、委託契約書に「個人情報取扱特記事項」を添付することになっています。これに基づき、委託契約締結時、業務を始める前に、従事者に必ず研修をし、受託者から所管課へ「研修実施報告書」を提出してもらっています。このことは、審議資料上では「委託先個人情報保護管理体制」に記載してい</p>

ます。通常は年1回行っているという記載があります。委託契約締結時の確認内容以上に、各事業者や団体が研修をどのようにやっているか、また、そのことについて所管課が確認をしているかまでは、私どもでは確認していません。

(花村会長) 加島委員から、会議録19ページ「NPO法人の管理体制について事務局で検討したらどうか」という趣旨の御意見がありました。

(事務局) 前回、NPO法人が担当する案件が2件ありましたが、マニュアルや管理規定にチェックがついていない団体がありました。個人情報保護法のガイドラインでも規律等の整備が言われているので、規定がない場合は、所管課からNPO法人に対し、規定を作るようにアドバイスするよう伝えました。本件では、実際に作るようになったので、先月の審議資料は「管理規定あり」に修正しました。今後、審議資料を作成する段階で管理規定欄にチェックがないものについては所管課から受託者に確認を促し、管理規定をつくってもらうようお願いすることにします。

(花村会長) ただいまの御説明いただいた内容について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

2 審議事項

(1) 【案件1】横浜市立大学データサイエンス学部入室管理における指静脈認証システムの導入について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。

最初に、案件1「横浜市立大学データサイエンス学部入室管理における指静脈認証システムの導入について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(事務局) 1点資料の修正があります。4ページ「事務全体の概要」の「(3)システム構成」の「端末機室」の図で、「インターフェイス(各1台)」となっていますが、「各」を取ってください。

(大谷委員) 5ページ「関係法令等」の「指静脈データの取得と管理に関する規則」があります。この資料の内容は、どこを見れば確認できますか。

(事務局) 資料には入っていません。

(所管課) 本日持参しています。

(花村会長) では配ってください。

(大谷委員) 市大の規則ですか。

(所管課) そうです。

(花村会長) データサイエンス学部の規則ですか。

(所管課) はい。

(小嶋委員) 各研究室の教員がデータ管理の責任者になるということですが、教員が 240 人の学生の管理をきちんとできるかどうかには危惧を抱きます。あまり事務的なことが得意でなかったり、事務をやらない教員もいます。職員がダブルチェックする等、一定の手続の元で管理するようにしたほうがいいです。

(所管課) 基本的にデータサイエンス学部で運用、管理することになっていきます。小嶋委員がおっしゃったようなことに対応するのは、我々施設担当ではありませんが、今後、学内の関係各所と調整していくこととなります。現在も、教学部門と連携して、どのように運用、管理するか話をしてはいますが、基本的には、データサイエンス学部で、教員主体でやっていただくことを考えています。

(小嶋委員) 休学する学生もいます。また、学部長が研究上必要と認めた人が登録できるということでした。「認めた人」について一定の基準を定めおかないと、学部長が認めればいいということになってしまいます。

(所管課) 分かりました。この規則は、学部の中で一定の合意が取れたものを本日持ってきていますが、まだ案で確定していないので、いただいた御意見を参考にしていきたいと思えます。

(花村会長) あくまでも案ということなので、小嶋委員の御意見を検討し、規則に補充できるものがあればお願いします。

(土井委員) 7 ページ「4 個人情報管理の管理体制」の「電子計算機処理の開始」の「本業務における電子計算機の操作職員数」で、教員 16 名ということですが、本当に教員でいいですか。

(所管課) そうです。

(土井委員) 職員総数は 2,500 名近くいますか。

(所管課) そうです。

(土井委員) 実際に指静脈システムを使うのは教員以外の学生もいますが、学生はこの欄には書かないものでしょうか。

(事務局) 電子計算機処理で考えたとき、今回の指静脈認証データを扱うのは誰かということで、あくまでも「教員 16 名」という形で記載しています。

(土井委員) 指静脈認証データは教員 16 名分しか取らないのですか。

(事務局) そういうことではないです。データを管理するのが教員 16 名です。管理される指静脈認証データ自体は、部屋に入る学生からも取ります。

(土井委員) その管理をするのが教員ということですか。

(事務局) はい。教員 16 名です。

(土井委員) 8 ページ「5 取り扱う個人情報」の「電子計算機処理の開始」
「実施機関での保存期間」で、認証ログは「上限に達した後、古いものから上書きされます」とあります。ログの保存期間に達する前に上書きされることはあるのでしょうか。

(所管課) この件数を越えたところで自動的に上書きされて更新されます。

(土井委員) 規定で保存期間を定めているのに、アクセスがたくさん発生して、保存期間に達する前に消えてしまったら問題です。

(所管課) 年1回、専用ノートパソコンで監査をします。そちらにデータが落とし込まれるようになります。

(土井委員) 1年間は絶対に上書きされないのですか。

(事務局) 1年にどのぐらいの件数が蓄積されるかまだ分かりません。インターフェイス自体は3万件まで保存できます。専用ノートパソコンのデータの保存期間は3年間です。

所管課として、専用ノートパソコンに保存する前に上書きされてしまうという想定はしていないと思われます。

(所管課) インターフェイスの中で上書きされてしまい消えてしまっても、専用ノートパソコンに保存されています。

(土井委員) 更新される前に、専用ノートパソコンに保存されるか心配です。

(事務局) 所管課としては、1年間に3万件を超えない想定ということだと思います。

(所管課) はい。

(土井委員) 現時点でアクセスを見積り、問題ないということだと思いますが、ログが消えてしまった後でトラブルがあると、いろいろ問題になります。

(花村会長) 3年間はきちんと保存するようにしてくれという趣旨ですね。

(土井委員) はい。

(花村会長) 専用ノートパソコンに移すなり、何らかの工夫をして、3年間は10万件あろうとも、きちんと保存してくれということです。例えば、10か月で3万件を超えるような例外的なことがあれば、その超えた分も、上書きされる前に専用ノートパソコンに移すなどして、認証ログは残してください。

(所管課) はい。

(鈴木委員) 専用ノートパソコン1台はどこでどのように管理するのですか。

(所管課) 端末機室4部屋のうちの1部屋は、監視カメラを設置して、基本的に教員しか入りません。そこに置いています。

(事務局) 6ページ「3 審議に係る事務」「電子計算機処理の開始」「(4) 定期監査の実施及び解錠異常時の確認」の「また」以下に記載しています。

(鈴木委員) 定期監査のときは端末機室から持ち出さないといけないのですか。

(所管課) はい、持ち出します。各教員の研究室に持って行きインターフェイスに接続して、認証ログの確認をします。

(鈴木委員) 研究棟が複数あり、その間を移動するかもしれないということですね。

(所管課) はい。

(鈴木委員) 個人情報を入れている専用ノートパソコンを物理的に移動させるときには、日常的でないだけにリスクがあるので、気を使わないといけません。持ち運びのプロセスについて何かしらの決めごとがあったほ

うがいいでしょう。

(所管課) はい。その辺りについても調整して、事故のないようにしていきたいと思います。

(大谷委員) この指静脈認証システムそのものを保守するときのメーカーなどの関与や、停電などでシステムが機能しなくなった場合のコンティンジェンシープランについて御説明をお願いします。

(所管課) 事業者は操作上、装置の中の個人情報は見ません。私たち職員や教員が立ち会います。故障した場合は、「静脈認証ができていなかったなので、もう一度操作を行ってください」というのが事業者の対応です。

それ以上壊れた場合は、私たち施設担当で機器を回収し、内部のデータを破壊して、事業者が内部の個人情報に触れないように運用していきます。

(大谷委員) 停電時に限らず、機器が故障した場合の認証方法の代替手段や、権限を付与するためのルールを教えてください。

(所管課) 停電時は、守衛室に鍵が管理されているので、それを貸出して運用します。

(大谷委員) やはり機械なので故障する場合もあります。非常時に対応しなければいけないケースも想定されます。今御説明いただいた管理方法や代替手段についても、規則にしっかり盛り込んでください。マニュアル的なものも本当はあったほうがいいと思いますが、複数の文書に分かれているよりは、規則でルールを明確にしてもらう方がよいと思います。指静脈認証データは個人識別符号で重要な情報になりますし、しかも、学生番号や職員番号など、個人と容易に照合できる情報とも紐付けられています。規則にもう少し必要な情報を補うことを勧めます。

(花村会長) 貴重な御意見です。セキュリティを確実にしようとして、停電になったら管理室に誰でも入れたら困ります。

(所管課) ルールを見える化して、規則の中に別表のような形で記載していきます。

(花村会長) ルール化したものをきちんと作ったほうがよいと思います。

(小嶋委員) 指静脈認証データを取得するときには、この指静脈認証システムを学生が使うために取得することを説明して、同意を得た上で取得する必要がありますと思います。教員が機械的に取ってしまうこともなきにしもあらずです。

(所管課) はい。卒業生や途中で研究室をやめる人もいるので、入れ替わりの際は特に慎重にやっていきたいです。

(花村会長) ほかに特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】住宅セーフティネット制度における経済的支援事業について

(花村会長) 次に、案件2「住宅セーフティネット制度における経済的支援事業について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(花村会長) 現在も同じような制度をやっているのですか。

(所管課) はい、そうです。

(花村会長) それとは重複しないのでしょうか。

(所管課) スキームとしては同じですが、国の補助金の制度や補助の仕方が違います。

(新田委員) 家賃は毎月支払いますが、横浜市の場合は3か月ぐらい後でないと補助金がもらえません。本件も同様か教えてください。

(所管課) 現在、正に制度設計をしているところです。毎月支払うと我々の事務量の負担も多く、個人情報の取扱いの観点でもヒューマンエラーが出る可能性があるので、四半期ごとになっています。

(土井委員) 18ページから20ページまでで、いろいろなデータの保存期間は10年となっています。17ページの「4 個人情報の管理体制」「事務の委託」「受託者における保管」では、「契約終了まで」となっています。そして、「廃棄方法」では、「電子データ」は「受託者が廃棄」に、「紙データ」は「所管課で廃棄」となっています。この方法で、実施機関は10年間保存できるのでしょうか。10年間保存する電子データを、横浜市は、受託者が廃棄する前に既にもらっていて、受託者が重複して保管しているデータは受託者で廃棄してくださいというスタンスで良いのでしょうか。

(所管課) はい。

(小嶋委員) 17ページの「4 個人情報の管理体制」「事務の委託」で、受託者はまだ決まっていますか。

(所管課) はい。

(小嶋委員) どういうところが受託者として考えられますか。不動産事業者か、もっと中立的な団体ですか。

(所管課) これから発注の手続を行うので、「ここです」というところはまだ言えませんが、公的な団体に委託したいと考えています。

(小嶋委員) それならいいですが、企業のようなところだと、また別の形で利用することも考えられます。そうならないようお願いします。

(鈴木委員) 申請書の添付書類に「住民票」とあります。マイナンバーの載ったものを添付した場合の取扱いは何か定めていますか。

(所管課) マイナンバーが記載されているものは受領しない形になります。

(加島委員) 家賃債務保証事業者は既に決まっていますか。

(所管課) 決まっていないので想定になります。

(加島委員) 金融機関とかそういうところですか。

(所管課) 家賃債務保証業を業としている会社があります。家賃債務保証事業者は国の登録制度があります。補助制度が受けられるのは、その登

録を受けた事業者です。実際に登録を受けているのは約 50 社ありますが、横浜市内となると、5 社ぐらいになると思います。

(加島委員) 家賃債務保証事業者は、個人情報扱うのですか。

(所管課) 保証するかどうか審査をします。入居する人は保証会社と保証委託契約を結びます。その申込書に入居する人の住所や氏名、電話、勤務先などを書いて提出しています。保証会社のほうが我々より情報を持っている可能性もあります。

(花村会長) ほかに特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(3) 【案件 3】東京 2020 オリンピックにおける横浜市・都市ボランティア募集業務について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件 3 「東京2020オリンピックにおける横浜市・都市ボランティア募集業務について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件 3 につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(新田委員) 2 年後であるということも踏まえ、健康状態が良好な人を選んでいただけると良いと思います。

(花村会長) これは 2020 年夏ですね。

(所管課) ちょうど昨日が開会 2 年前でした。今年は特に暑いですが、7 月下旬から 9 月上旬なので、猛暑やゲリラ豪雨が心配されます。大きな課題です。

(土井委員) 29 ページで、アマゾンのクラウドサービスを利用するということでした。横浜市としてクラウドサービス利用の条件は定まっていますか。ISO9000 などたくさんの規格を取得していることは分かりましたが、横浜市がクラウドを利用する際のミニマムなリクワイアメントといったものが満たされているのか説明してください。

(所管課) 横浜市では、行政・情報マネジメント課が情報セキュリティの関係を所管しています。我々から相談して、「クラウドの利用については問題ない」との意見をもらっています。

(土井委員) サービスによって、内容が異なるのではと思います。今回登録するデータや使用期間など、諸々を含めて問題ないという確認はしていますか。

(所管課) 概要を説明して確認しています。

(土井委員) 使わないわけにはいかないですが、利用者が不安に感じることになります。ちゃんと基準があるのか、確認しているのかを確認させて

いただきました。

(事務局) 行政・情報マネジメント課が、クラウドを利用する際のガイドラインを作成しています。

しかし、昨今の事情でクラウドの利用がかなり増えているので、見直しに入っていると聞いています。クラウドを利用する場合、所管課から行政・情報マネジメント課に、必ず相談するように、市民情報課から伝えていきます。

(所管課) その時々の方針にきっちり合わせて、逸脱しないように運用に努めたいと思います。

(鈴木委員) 横浜市体育協会との切り分けがよく分かりません。横浜市が、横浜市スポーツボランティアセンターの Web サイトの管理画面からログインするのは、オリンピック・パラリンピックの都市ボランティア専用の管理画面ですか。それとも、横浜市スポーツボランティアセンターの Web サイト自体の管理画面ですか。つまり、都市ボランティアに申し込んでいない、既に横浜市スポーツボランティアセンターに登録している人たちの情報へのアクセス権限も横浜市に与えられるということですか。

(所管課) 既に横浜市スポーツボランティアセンターに登録している人も、今後、横浜市が都市ボランティアの募集をした際に申し込むことができます。都市ボランティアへの申込者の基本情報は我々に与えられた権限で見ることができますが、都市ボランティアに申し込まない人の基本情報は、我々のアクセス権限では見られません。

(花村会長) 横浜市スポーツボランティアセンターの Web サイトは、横浜市と横浜市体育協会が、共同で管理しているのではないですか。

(所管課) 横浜市体育協会のみが管理しています。今回、横浜市が、既存の Web サイトを使って都市ボランティアを募集していきます。横浜市スポーツボランティアセンター会員登録に必要な基本情報部分は、横浜市体育協会と横浜市の共有と整理しています。

(大谷委員) 25 ページの「事務全体の概要」「(4) 横浜市スポーツボランティアセンターのウェブサイトの使用について」に記載されている、都市ボランティアの募集についてですが、募集の際には、申込者の個人情報が都市ボランティアの目的以外にも利用されるということが伝わるように、個人情報の利用目的を明確にし、かつ、登録の削除ができることも丁寧に案内していただければと思います。過去にボランティア募集をした経験に従いつつ、市民への分かりやすい説明をお願いします。

(所管課) 都市ボランティアの募集要項の中で、趣旨や取扱いについて分かりやすく記載するように工夫していきたいと思っています。

(小嶋委員) 昨今、被災地ボランティアも話題になっているので、「都市ボランティア」という名称が拡大解釈されることがあるのではないかと思います。名称を決めたのはどういう経緯ですか。

(所管課) この名称はオリンピック組織委員会が示している標準形のようなもので、全自治体統一の名称です。会場で競技の手伝いをする人は「大会ボランティア」です。最寄りの駅からの案内など、自治体で募集する

人は「都市ボランティア」という言い方で統一しています。
(小嶋委員) 募集のときには活動内容を明確にして、個人情報を取得することが必要ですので、よろしくお願いします。
(花村会長) ほかに特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(各委員) <異議なし>
(花村会長) それでは承認といたします。

(4) 【案件4】「健康とくらしの調査」に関するデータのNHKへの提供について

(花村会長) 次に、案件4「健康とくらしの調査」に関するデータのNHKへの提供について」の御説明をお願いします。
(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>
(所管課) <資料に基づき説明>
(花村会長) ただいま御説明のありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。
(事務局) 別冊として送付しました「調査へのご協力のお願い」と書いてあるものが調査対象者となる高齢者の方々に送った調査票です。この結果を集計したものが、43ページの別紙のエクセルとなっているもので、調査回答内容がすべて掲載されます。それから事前の発送に間に合いませんでしたので、NHKの提供先個人情報保護管理体制を本日席上に置かせていただきました。
(花村会長) 「調査へのご協力のお願い」というのは、いわゆるアンケートですよ。これとNHKの提供先個人情報保護管理体制を参考にさせていただければと思います。
(小嶋委員) 横浜市が平成28年にJAGESに提供したデータと今回NHKに提供するデータとはどこが違うのですか。
(所管課) JAGESには介護保険の認定調査結果など横浜市が持っている介護保険データを渡して、アンケート調査結果とデータと紐づけて分析しています。NHKには要介護認定情報などの個人情報は渡さずに、今回お示ししている調査アンケート結果だけを提供します。かつ、それについても、横浜市などエリアが分かるようなものもKantoに置き換えているので、限りなく個人情報ではない形で提供しようと考えています。
(小嶋委員) 共同研究のためにデータを活用したいので提供してほしいという申出はJAGESからあったということですので、申出があったJAGESに提供するのではないですか。なぜNHKに提供するのですか。
(所管課) JAGESから横浜市に、NHKにデータを提供していいかという確認がJAGESからありました。横浜市としてはそもそも審議会にも諮らなくてはいけないので、手続があるのでというやりとりをJAGES側としました。
(小嶋委員) JAGES経由ではなく横浜市からNHKに直接渡すのですか。
(所管課) JAGESから提供します。

(事務局) 実際は JAGES が NHK と共同研究していくということなので、JAGES の方から NHK に渡すということになります。現時点では横浜市と JAGES が共同保有しているという位置づけになりますが、横浜市から見ると新たな外部提供となります。

(小嶋委員) NHK が開発している人工知能による分析を行うということですが、横浜市の方では、NHK がどのような分析を行うのか、もう少し具体的に問合せはしていますか。

(所管課) JAGES 側と NHK でも最終的には協定などをきちんと締結しながらどのような共同研究をしていくのかというところを現在整理していると聞いています。その内容については、行政機関や研究機関が持っているデータの中に、日本人の健康状態や生活環境に関するデータを AI プログラムを活用して分析することで、今後将来的に高齢化を含めて日本がどのような状況になっていくのか、どのような影響を及ぼすのか、AI にデータを入れることで見えてくる成果があるのではないかと考えています。かつ、AI だけで分析した結果が本当に知見があるものになるのかどうかは、JAGES という研究機関が絡むことによって、AI が導き出してきた分析結果を基に、さらに研究することで知見を加えていくということを目指しています。

(小嶋委員) その辺りが明確になっていればいいと思います。

(花村会長) いま一つよく分からないですね。

(吉田委員) 調査票を見ているのですが、東京大学、千葉大学や国立長寿医療研究センターなどが参加する日本老年学的評価研究プロジェクトと共同で介護予防に関する調査を行うということで、調査目的も書いてありますが、NHK への提供のことが全く出てきません。提供するデータが個人情報であるならば、NHK への提供は目的外提供になるのではないのでしょうか。

(事務局) ご本人から個人情報を取得する時は NHK への提供については書いてありません。

(所管課) 28 年のアンケートをする際は、NHK への提供の話は出ていなかったのです。

(吉田委員) そうすると今回は調査票の表紙の部分に明記するのでしょうか。

(所管課) 今後もし調査を行い、NHK などのような公益性のあるところに提供する場合は、その部分を明記するようにします。

(事務局) 今、吉田委員がおっしゃったとおり、今回 NHK に提供しようとしているものは、平成 28 年の調査結果で、この状態で調査をしたものなので、本人に知らせていない状態で提供するということになります。ですから条例上、利用目的外の目的で提供することになるため、審議に諮っています。

(吉田委員) 加工されていますが、個人情報なのでしょうか。

(花村会長) まさにそこが焦点でして、条例上では、外部提供する場合には、公益上特に必要であると認められるときというのが要件となっています。現在、回答結果を加工した上で、NHK に提供しようと考えているということですが、それが、公益上特に必要であると認められるかどうか

審議会で審議しています。

(吉田委員) 加工してあり、個人情報ともはや言いえないのであれば、審議会に諮るものでないと思いますが、このような状況でも承認することが必要ですか。

(花村会長) 加工されていて個人情報でないのであれば、審議会に諮る必要はないです。

(吉田委員) どの程度加工したかにもよりますが。

(花村会長) そうですね。ところが、非識別加工したとしても個人情報と言えないかどうかは微妙なラインです。自身の情報が NHK に提供されると知らずに、この調査に回答して、知らないうちに自分の回答結果が NHK の番組に映って、自分の情報ではないかということもあると思います。そういうことがあるので、横浜市ではこのように加工して本人を識別できないようにしているということですが、完璧にできているかということも争点になります。

アンケート結果には氏名は記載しませんよね。誰の回答なのかはなぜ横浜市は分かるのですか。何か印をつけているのですか。

(所管課) この調査票を送る時に抽出作業をしているので、誰のアンケートかは紐づけできるようになっています。

(事務局) アンケートを回収するときに番号を付けた形でもらっていて、その番号が誰のものか分かる形で調査をしています。

(花村会長) そのため、慎重な人は番号を消して出すのですよね。番号を消されたら意味がないのですよね。

(所管課) はい。

(花村会長) そこがまさに難しいところですが、御意見をいただきたいところです。

(事務局) 調査票の項目が 138 項目と多数の項目にわたりますので、身長や地域をまるめたとしても、分かる人には場合によっては、誰の情報が分かる可能性があります。そのため、個人情報でないとはこの段階では言い切れないので、目的外の提供という位置づけにしています。もし、このデータが個人情報でないとしても、目的外の利用にはなるかと思えます。ただし、その場合は審議事項ではないですが。

あとはそもそもこの調査自体が健康とくらしの調査のために収集した個人情報であるので、それを JAGES が加工して NHK に提供するということは健康とくらしの調査以外の目的で利用するということになるかと思えます。

そもそも、健康とくらしの調査では、横浜市と JAGES が協定を結んで共同研究を行いました。その協定の個人情報取扱特記事項というのがあります。その中で目的外での利用を禁止している条項があり、また、JAGES から第三者に提供する場合には横浜市の承諾をとるようにとありますので、審議会に諮らせていただきました。

(吉田委員) 個人情報なのかそうでないのかという話ですが、無記名ではあっても、番号で紐づけられているということであれば、個人情報になるのですね。

(事務局) その番号は NHK には行きません。横浜市にある段階では、誰の回答かは分かっています。

(所管課) 番号で紐付いた状態ではありますが、その番号自体は市が切り離していて、誰のものか JAGES では分かりません。

(事務局) けれども、JAGES では番号で紐付いていて、どの地域包括支援センターの人なのか分かる状態で持っています。

(所管課) ただその状態では今回 NHK には提供しません。

(吉田委員) 個人情報と医療情報は紐づけして戻れないと研究上では意味がないと知っているのですが、NHK に提供する時に切り取って加工した場合に、どうなるのでしょうか。ほかの委託先個人情報保護管理体制と NHK の個人情報保護管理体制を比較すると、個人情報を取り扱うということであるならば、P マークもなく、研修も定期的ではなく、かつ、作業期間中の入退室可能人数も、作業者のみになっておらず、ゆるいですね。それは加工された情報を取り扱うからなのかなと思うのですが。

(花村会長) NHK 自体は提供された情報で個人を特定することは不可能ですよ。恐らく先ほど小嶋委員がおっしゃったように、NHK が開発している AI による分析を行って、どのような公益的な目的を果たそうとしているのか横浜市としても検討してもらいたいですし、我々としても情報を提供してどういう研究結果が出るのかは具体的に知りたいですが、やってみないと分からないのでしょうか。一つ、資料で挙げられているのは、健康長寿を実現している市町村の特徴の分析と書かれています。ある地域では健康長寿で、ある地域ではそうでないといった場合に、どこに原因があるかも分かるのでしょうか。

(所管課) エリアは関東などになってきますが、地域内での健康格差も見えてくると思っています。

(大谷委員) 非識別化が恐らく不十分なデータだと思っています。個人情報として審議に諮るのは適切な対応だと思います。NHK に提供することについて、公益性だけで判断して良いのかどうか、今の条例ですとそこしか読むところがないので、そうになってしまうかと思いますが、公益性だけで判断しない方がよろしいかなと思います。やはり、御本人の権利・利益の侵害にならないようにというのが判断基準になると思います。その時に、JAGES と NHK それぞれと現在やりとりしているかと思いますが、NHK であればこのように取り扱ってもらえるだろうという期待だけで対応してはいけません。もし外部提供するのであれば、再識別の禁止、利用方法の限定など、何らかの条件を書面で結ばなければならないと思いますし、このデータが外部に出て分析され、人間の力ではなく、AI の能力を使って分析することによるインパクトについて、ある程度知識を持っている方の御意見を踏まえた形で、NHK との協定、あるいは JAGES も含めた三者間での協定を結ぶなどして、提供に当たっての条件が個人の権利・利益を侵害しないかという判断をして、提供の可否を決定すべきだと思います。その際に、加工方法が十分かということと、Kanto というように加工して提供するとしても、提供された情報が横浜市から提供を受けたものがこの部分だと分かり、それが残ったままですとよく

ないと思いますので、ほかのデータと区別がつかないようにした状態でデータを引き渡すということなどを含めてもう少し詳しい条件を定めないとこの場で結論を出すのは相当難しいことではないかと思って話を聞いていました。ただ、8月には審議会がなく、次回が9月ですので、それまでにそういった提供についての制約事項を盛り込んだ非識別加工情報並みの規定あるいはそれ以上の規定を用意するというのはどうでしょうか。タイミングとしてどうなのか実施機関の見解も聞いてみたいです。

(花村会長) 今大谷委員がおっしゃったことは、非常にいい視点だと思います。例えば自分の情報を提供された人が、提供しないでくれということは言えるのでしょうか。NHK に提供する時点では、誰のものか分からないのでしょうか。

(所管課) 分からない状態で提供します。

(事務局) JAGES で保有している段階で、横浜市と他市町村のデータと一緒にになっているのでしょうか。JAGES に渡す段階では、横浜市のデータと分かるけれども、NHK に提供する段階では、他市町村と混ざった状態でNHK に提供するということですね。

(所管課) はい。ほかの39市町村が全部Kantoと同じように地域で置き換わった状態でNHK に提供されるので、どの部分が横浜かは分かりません。

(小嶋委員) その場合、JAGES がNHK にデータを渡すわけですね。JAGES が横浜市の要望を守って、渡しているかどうかは信用するしかないということですか。

(所管課) その辺りは実際のデータを見せてもらって横浜市のデータか分からないデータになっているかサンプルを出してもらい確認するしかないですね。

(加島委員) 調査票の回答した人が誰か分かるわけですね。その人にアンケートを取った時点ではこのような目的でしたが、このデータをNHK に特定できないような形でデータを提供するけれどもいいですかと聞いて、ダメな人については、データから外すというのが正式なやり方ですね。対象者が1万3千件ですとすごく大変ですが。そこまでの価値があるかどうかです。

(花村会長) 条例では、目的外提供できる場合として特に公益性があるときというのを例外的に設けていますが、それがゆるくなってきていると思う人もいるわけですね。そうすると、公益性が特にあるという解釈をどうするかというと、条例の第1条に立ち返って解釈するというのが基本だと思います。第1条にはOECD8原則があり、目的を明確化するようにとか、利用制限の原則などがあるわけで、それを厳格に解釈すると加島委員の意見に到達するのは筋論ですね。先ほど大谷委員がおっしゃったように、非識別化されていればいいのではないかと考えるかどうかです。横浜市独自の項目もありますよね。

(所管課) それは今回NHK に提供する際には除いています。

(花村会長) そういう意味では、他の市町村と全く同じですか。

(所管課) はい。

(花村会長) 時期的にはどうですか。

(所管課) 大変申し訳ないのですが、今月がぎりぎりです。NHK は最終的に AI で分析した結果を NHK スペシャルで放送すると予定していて、現在全国 40 市町村に確認を取っています。他都市については、同じように審議会などに諮っているところも 1、2 都市あるようですが、ほかの都市からは提供の了承を得ているということです。

(事務局) 最初に話が来たときは、そもそも JAGES が持っている情報で横浜市の承諾がなくとも、研究機関ですし、提供できるのではないかと考えていたようです。ですが、協定上、市の承諾がいるということで調整しているという話を聞いています。

(花村会長) 少なくとも、JAGES を通して、NHK に加工されたデータを実施機関で確認し、これであれば問題ないと認識してもらわないと審議会とすると承認するのは難しいのではとっております。

(所管課) JAGES が NHK に提供する最終形は別紙になり、NHK に実際に提供するデータを横浜市としても確認します。この別紙のデータが、提供する生データになります。それを資料として見やすく作ったものですので、既に NHK に提供するデータは確認しています。

(花村会長) この別紙のデータと変わらないのですね。これを見ても個人の特定はほとんどできないのではという話になっているわけですね。

(事務局) NHK と JAGES との間の共同研究の協定書の中に、利用方法の限定や再識別の禁止の規定を入れてもらうということですね。協定というのは、横浜市が提供するという位置づけですので、横浜市との締結する協定が必要でしょうか。

(花村会長) 横浜市と NHK との関係でしょうね。

(大谷委員) 一者間、二者間でも可能だと思います。横浜市と JAGES で協定を結んで、その制約のもとで、JAGES と NHK を縛るということもできると思います。全く文書による協定などで縛らないようでは難しいですし、条例でも提供先の措置の要求という条項もありますので、それに基づいて適切に対応しなければならないと思います。完全にオプトアウトできないのでしょうか。できないわけではないと思っています。民間企業でも、外部提供に当たっては、本人の同意が原則で、同意を得ない場合でもオプトアウトするということで、本当に外部提供されたくない人の権利を守るというやり方を取っています。あるいは完全に非識別加工された情報にさせていただくかどうかと思っています。今は個人情報の可能性は払しょくできないので、このような位置づけになっていますが。

(事務局) JAGES は、非識別加工のガイドラインに従った匿名加工をするということは協定書に書かれています。具体的な加工基準という記載もありますが、5号基準が満たされていないかなという気がします。

(所管課) JAGES と横浜市との共同研究の協定書の中で、研究成果の取扱いで、「JAGES 自体の研究終了後、相手方から要請があった場合は、その結果や成果は相手方に報告するものとする。」「終了後において、研究の今後の計画や実施状況を第三者に知らせる、若しくは公表するときは必ず相手方の同意を得るものとする。」と形になっています。こういったところも揃いつつ、NHK との関係も読み込めるのかなと思っています。

(花村会長) これから NHK と横浜市が協定を結ぶことは可能ですか。

(事務局) 現在、JAGES と NHK の協定は確定しているようです。ですが、大谷委員がおっしゃったように、横浜市と JAGES が二者で必須項目を協定で結んでおいて、JAGES から NHK に追加の協定を一本出してもらおうということは理論的には可能かなと思っています。確認してみないと分かりませんが。

(所管課) これから確認してみようかと思えます。

(花村会長) JAGES との関係では個人情報の取扱特記事項があるわけですよね。JAGES との関係はいいのですが、NHK と横浜市の関係がどうなっているのかという話になりますよね。提供するのは JAGES を通すけれど横浜市が提供しているのですから。

(所管課) そうしましたら、追加の協定の中で、別紙として市町村で行っている健康とくらしの調査の結果の取扱いについてというところで、個人情報に抵触しないことなど基準を定める形にしたいと思えます。

(花村会長) それは必須でしていただきたいです。

(鈴木委員) 結局 NHK スペシャルで放送したいという趣旨ですよ。それは公益性があるのかどうか腑に落ちないです。完全に非識別化するのであれば、個人情報でないので気にしなくていいという話ですよ。公益目的かどうかは問わず、個人情報でないものにしていただくのが大前提ということですね。

(所管課) NHK だけにメリットがあるというふうには考えていなくて、NHK スペシャルというのが直近に迫ったスケジュールではありますが、JAGES という研究機関自体は厚生労働省や経済産業省などの国の補助金を受けながら研究をしている機関です。そのため、JAGES が行った研究結果は、国の政策の中でも使われています。そういう意味では NHK との共同研究の中で AI という違う切り口によって得られた知見を国の施策にも反映できるということを JAGES 側も判断した上で、今回共同研究を行うということですが、その結果については国にも自治体にもつながる部分があると思っています。

(吉田委員) プライバシー権などの権利は、制限されるのは公共の福祉という言葉が憲法の中にあって、2 説あって、公益という考え方と、最も主従の考え方は、ほかの方との権利とぶつかった場合には、譲るという内在的政略という考え方ですが、その考え方からいうと公益がいかに重要であっても、個人の権利保障が十分なされないといけないという線で考えなくてはいけなくて、そうするとここで問題にすべきなのは、どれだけ役に立つかということではなくて、大谷委員がおっしゃるようにどれだけ個人の権利保護に配慮されているか、非識別加工がきちりされているか追及すべきで、そういう筋で話が進んでいると思えます。役に立つのかもしれませんが、目的外に予定していなかったところに提供するので、それより以前に非識別加工が徹底されているかを詰めていくべきかと思えます。

(鈴木委員) 私は個人的に一市民としては思想に属する部分があるので、ある時突然 NHK に提供すると言われると非常に不快ですね。非識別化すれ

ばいいというのが法律上の立てつけなのかもしれませんが、個人に同意を取ってもらった方が丁寧だと思います。

(花村会長) そうだと思います。横浜市が撤退したら NHK は困るでしょうね。

(事務局) 一番怖いのが、その時に JAGES が独自に出してしまうことです。

(花村会長) 特記事項を結んでいるので、それはやらないと思いますが。公益を考えないという話がありましたが、それも一つの要素として考えて、悪い目的ではないとは思いますが、どうでしょうか。非識別化を徹底する。さらに検討してもらい、ほかの方法も探る。それから NHK との関係でも協定を結べるかどうか検討してもらおう。それらを検討してクリアしてもらいたいというのが審議会の見解です。違う意見もあるようですが、そのような形で承認するしかないと思っています。

(土井委員) 一つでもクリアしないと NG ということでしょうか。

(所管課) 非識別化の徹底についてはいただいた御意見を基に再度徹底を図りたいと思っています。追加協定についても、かなり強いお願いとして、それが認められないのであれば、この話自体なしというくらい調整していきたいと思っています。JAGES が NHK に最終的に提供するデータも再度確認します。

(加島委員) 完全に非識別化して提供しますということをホームページか何かアナウンスしなくていいですか。アンケートを書いた人がこの話を聞いていない、書いていなかったではないかと言われた時に、完全に非識別化した上でやりましたよと言うことが必要ですよ。本人に確認までは無理だと思いますので。

(所管課) 加島委員からアドバイスいただいたように、ホームページに出していきたいと思っています。

(加島委員) その時に、やはり完全に非識別化して個人が分からないようにして提供しました。またそれは公益性も認められるので。AI を使って分析することで今後の地域包括ケアに役に立つなど横浜市としてもメリットがあるという理由が必要だと思います。そうすれば、自身のデータが提供されることに納得がいくと思います。

(土井委員) 膨大な項目があるのに、個人識別は不可能だと胸を張って言えるかということかなりネガティブなのですが、年齢などある程度削れるかもしれませんが、ほかの情報をつらつらと見ると、アンケートを回答した人からすると、十分に非識別化されていないのではないかと思う可能性があると思います。

(事務局) 非識別加工の難しいところは、このようになれば、完全に非識別化ができているとはっきりと分からないところだと思います。

調査項目が 138 項目あるということですが、JAGES から言われている加工方法には K 匿名化の配慮がないようですが、一意の情報はなくして K 匿名化するという配慮をしてもらう必要はあるかと思っています。

(大谷委員) トップコーティングしかしていないというのはあり得ないと思います。

(事務局) 場合によっては 8 月に臨時で審議会をするというのものもあるかと思っています。

(花村会長) いつまででしたら良いのでしょうか。

(所管課) 今が限界です。今日の結果を待っている状況です。

(事務局) 難しいという結論になるのでしょうか。

(小嶋委員) 土井委員がおっしゃるように、性別、年齢、身長、体重、ひとり暮らしかどうかなどクロスしていくとある程度特定できてしまうこともあると思います。

(花村会長) JAGES と横浜市との関係も続いてくのですよね。

(所管課) そうですね。来年度に次の調査もあるので、また審議に諮りたいと思っているところです。

(花村会長) 横浜市の姿勢を見せるのも必要というのものもあるかもしれませんし。

(土井委員) JAGES のデータなので、横浜市に確認しなくてもいいのではないかと話もありましたし。

(所管課) JAGES がそう言っているわけではなく、JAGES としてもなるべく横浜市の負担にならないように研究機関として取りうることで法的に問題がないかと確認をしてもらっただけですので、安易な形で横浜市に言わずに提供してしまおうということではないと受け止めています。

(事務局) 審議会で出されたいくつかの条件を伝えてもらい、その条件を最低でもクリアしていただくことができないかということですよ。

(花村会長) それはやっていただきたいですね。多数の委員が最低でもそれらの条件は必要と思っているようです。

(事務局) それをクリアできたときには提供するということですね。

(花村会長) 停止条件付承認ということですね。

(吉田委員) 条件をもう一つ付けてもよろしいですか。NHK の管理体制がゆるいのです。

(花村会長) NHK の管理体制は JAGES との間できちんと決めるのでしょうか。

(吉田委員) 非識別情報だからという前提なのか、個人情報なのかという前提によって変わってきますが、非識別情報だからいいのだろうという感じで、誰が触ったかも分からないですし、入退室の記録もないと書いてあるので、個人情報であるのであれば、少し体制を見直すべきではないかと思います。

(花村会長) NHK との協定の結び方ですかね。

(所管課) そうですね。そこにもつながってくるかと思いますが、追加の協定項目に応じて、管理体制のところも非識別であるということを強く受け止めている結果の管理体制だと思いますので、併せて見直したいと思います。

(花村会長) NHK の管理体制を見直すということを条件で停止条件付承認ということでもよろしいですか。

(事務局) こういう条件で JAGES と横浜市の間で協定を結ぶということですよ。

(所管課) JAGES と協定を結ぶというよりは、JAGES が NHK の協定に追加で協定を結んでもらい、健康とくらしの調査に参加して自治体が提供したデータの取扱い項目として追加すると考えています。

- (事務局) 横浜市が NHK に提供するに当たっての当事者となっていないと協定に基づいていろいろな措置を後々要求することが難しくなってしまう可能性があるので、協定の当事者となる必要があるのではないかというのが大谷委員の御意見で、それは NHK とでなくとも、JAGES との間で NHK に提供するに当たってこういう条件でということを経横浜市と JAGES との間で書面で交わすということだと思います。
- (所管課) 横浜市と JAGES との間で交わすということを経クリアしたら、NHK との間はいらないということですか。
- (事務局) その条件が JAGES と NHK との間で協定で不足する部分があれば、そこは当然、横浜市と JAGES との協定に基づき、JAGES と NHK との間で協定を追加する必要が出てくるということなんです。
- (所管課) そうですね。健康とくらしの調査に参加している自治体が識別できないのかということは、細かく書かれていない部分は NHK と JAGES との間で追加協定として盛り込む必要があるのかなという感じがします。
- (事務局) 横浜市と JAGES で協定をまず結ぶ。その中に盛り込むべき条件としては、非識別化の基準を完全に満たすこと、利用目的外には利用しないこと、再識別の禁止、第三者への提供の禁止といった項目を盛り込むこととなります。それで、非識別化ができたかどうかについては、このような加工をしたということを経後々報告してもらい、それが不十分であれば、利用をやめるようにと言えるようなことをしておくことも考えられます。
- (鈴木委員) 何をどこまでやれば非識別化できていると判断できるのでしょうか。
- (花村会長) その線引きが難しくて悩ましいです。今回の件では、そこまで個人が分からないのではと思います。確かに土井委員がおっしゃっているような部分もあります。今の条件をクリアするということがよろしいですか。事務局は条件を整理しておいてください。
- (鈴木委員) ましてや AI でするので、100 以上の項目をクロスしていくと何人かいないという結果になるということがあるような気がします。
- (事務局) プロファイリングという形で、説明を典型的なものでみるような感じで NHK で放送された時に、自分のことだと分かったら嫌だなと思いますよね。
- (小嶋委員) そこは問題を大きく提起した方がいいかと思います。
- (花村会長) 条件をクリアしていただいて承認するということがこの場を収めようと思いますが、手を挙げて反対という方はいますか。停止条件付承認ということを経よろしいでしょうか。
- (鈴木委員) それは構わないのですが、審議会に審議に諮っていただくタイミングについて、待たなしという状況で出されたら、はっきり言って押し切るしかないということになりますよね。それは不満ですね。
- (所管課) 申し訳ございません。
- (鈴木委員) 契約したいタイミングのいつまでに審議に諮るということを経決まっていないのでしょうか。
- (所管課) 今後気を付けるようにします。

(花村会長) それでは、この案件については、停止条件付承認ということにしたいと思います。必ず結果の御報告をお願いします。

(花村会長) ほかに特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(5) 【案件5】医療・介護レセプトデータベースの統合及び共同研究の実施について

(花村会長) 次に、案件5「医療・介護レセプトデータベースの統合及び共同研究の実施について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

また、本件については“その他”としまして、保有個人情報の実施機関内部における利用目的以外の利用についても、御意見をいただければと考えています。条例上の手続では、第10条第1項各号により保有個人情報を利用目的以外の目的で利用する場合、実施機関の内部において利用する場合は市民情報課への合議、市の外部に提供する場合は審議会での事前審議を行うこととなっています。本件は、実施機関内部において、医療レセプト情報や介護レセプト情報を分析して政策立案に活用するというもので、手続としては“市民情報課への合議”となり、実施機関以外の外部や第三者の意見を経ることなく、実施機関限りで手続が完結することになります。しかし、本件は、センシティブ情報を含む詳細かつ悉皆的で大量の個人情報の利用であり、かつ、その利用方法も経常的に第三者の管理下に置いて分析を行うという点で、これまでにない特殊性を有しています。そのため、今後のこともありますので、本件のようなケースがあった場合に、条例等の規定どおりに内部で完結していいのか、例えば、審議会に参考案件として意見を聴くことにするのか等について、本件審議と併せまして、委員の皆様のご意見を伺えればと思います。

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(土井委員) 50ページ「3 審議に係る事務」「事務の委託2」「内容・対象者」で、「本市が依頼した分析以外は行わず、独自研究は行わない」等いくつか項目があり、けっこう縛りが入っています。分析を依頼するに当たっては、どのような分析をすることによって有益になるのかについては相当、知見が必要だと思います。そういった人材が横浜市の職員とされているのでしょうか。それとも、大学からオファーがあって、横浜市で議論して「やろう」となるのでしょうか。

(所管課) 大学の依頼からというよりも、こちらから依頼して、大学と共

同研究を持ちかけます。例えば介護では保険者としての立場があります。今後、どのように持続可能な保険制度をつくっていくのか、その分析がそもそも保険者ごとにされているのか問われています。介護保険料も3年ごとの改定で、どんどん右肩上がりになっています。2025年の介護保険料の見込値を立てても、8,000円を超えてしまっています。どのように介護保険料抑えていくのかも、横浜市として取り組んでいかなければなりません。

57 ページ別紙2で御紹介した「大学と連携した分析項目例」がありました。こういった辺りは、医療でも介護と同様のことがあります。医療、介護の両面から、医療局、健康福祉局で話し合い、お互いに課題に感じているところを分析し、大学とも相談して実施します。有意義な結果が得られそうかというところも事前に相談しながら手続きしていきます。

(土井委員) 実際に何を分析するか、どんなアウトプットをするのかは、ある程度目途を付けながら進めていくということですね。

(所管課) はい。

(新田委員) 地域包括ケアで、一人ひとりのいろいろなデータがあります。

データベースの統合後はどうなのでしょう。分析したものについて地域包括ケアにフィードバックするのでしょうか。

(所管課) 例えば、介護保険料は3年ごとに改定をしていきます。介護保険料は、サービス需要量がどれぐらいで、サービス供給量はどのぐらい見込まないといけないのかのバランスを見て、最終的に決めていきます。現在は、横浜市の中に蓄積されている介護のデータで、需要や人口、認定率の伸びを見て、介護保険料を改定しています。今後は後期高齢者が増えていくので、それだけ重度化していきます。重度化を防止するには、こういった要因があり、効果が上がっているものが何か分析する必要があります。介護度が軽い人に過度にサービスが投入されているのではないかと、エリア別に差があるのではないかなど、仮説は持ちつつも、今まではデータで分析していませんでした。今回構築するシステムで分析をして、次期の介護保険料や介護サービスなどを検討していく際に活用していきます。

(小嶋委員) 横浜市の政策を決めていく上でこういった研究は有意義だと思います。一方で、大量のデータを提供するという点で、心配しなければならない点も含まれています。50 ページ「3 審議に係る事務」「事務の委託2」「内容・対象者」で、個人情報の取扱いについて四点記載されています。最後の項目で「他の情報と照合して、個人を識別することを禁止する」となっています。識別や照合しようと思えば可能なデータを提供するのですか。

(所管課) 58 ページ別紙3「データ加工のイメージ1 (データベース統合)」に、今回、データベースで提供していく主なデータを記載しています。被保険者番号と生年月日はハッシュ化し、非識別化を行います。限りなく識別できる状態にはなっていないものを渡す形にはなりますが、どこまで加工すれば非識別化が100パーセントなのかというところはありません。他のデータと突合して個人を特定しないようにすることを定めるこ

とで更に縛りをかけていきます。

(小嶋委員) 55 ページ「5 取り扱う個人情報」「対象者1」「個人情報の種類」の1行目で、保険者番号とありますが、保険者番号は個人個人に付けられている番号ですか。

(所管課) 被保険者側でなく、保険者側の横浜市の番号です。

(小嶋委員) ハッシュ値であったとしても、識別・照合が可能ということもあるということですね。

(所管課) 100パーセントではないかなと思います。

例えば、年齢が入っていて、「市内最高齢の人」で分かってしまう可能性もあります。あとは、個人がそのデータを経年で見ても、自分の診療情報と照らし合わせると分かってしまうというレベルでは判別される可能性はあります。

(事務局) 個人情報保護委員会が提示している非識別加工の基準に照らすと、「直接的に特定の個人と結びつく情報を除く」というレベルです。身長何センチ以上的人是丸めるというような配慮も特になされていません。医療機関コードや非常に明細な情報があるので、これが誰の情報か、分かる人には分かっています。

(加島委員) 46 ページ「事務全体の概要」「(2) 統合するデータベースシステムについて」の「ア 医療レセプトデータベースシステム」に入っている「病床数」はレセプトデータにはないですね。医療機関データから持ってくるということですね。

(所管課) 「病床数」はレセプトデータに入っていないので、誤りですので訂正します。

(加島委員) 共同研究ということですが、いつまで研究するのですか。「ア 医療レセプトデータベースシステム」は平成26年分から年1回ずつ、「イ 圏域レベルデータベースシステム」は平成24年分から年2回ずつデータを追加していくということですが。

(所管課) 1年間ということで協定を結んでいこうかと思っていますが、共同研究の進み具合によっては、3年とか5年まで続けていこうかと思っています。介護保険だと介護保険料の改定が3年サイクルなので、現在7期ですが、次の期も見たいというところもあります。

(加島委員) 研究なので、その中から、業務として類型化していく、例えば、こういう医療と介護の結びつきが見えてきたら、重点的にケアマネジャーや医療機関に引き継ぐといったことなど、そういう目的で研究しているのですよね。研究が終わったら、委託しないで、市としてその成果としてのデータをずっと使っていくのではないのですか。受託者にデータを毎年渡していくのですか。

(所管課) 研究が全部終わった段階ではデータを消去します。

(加島委員) いつまで続くのですか。

(所管課) ある程度の期間というのは、介護の関係では、次の8期や9期、2025年までを考えて、追いかけて経年変化を見ることもあると思います。

(加島委員) 57 ページ別紙2に「大学と連携した分析項目例」はありますが、具体的に横浜市で何をしたら介護度や医療費が下がるのか、全く見通し

がないわけですよ。今後、研究の成果として出てくるかどうかです。ものすごく大きなデータです。我々の審議会では医療と介護それぞれではデータベースシステムをつくり、分析してもいいことになりましたが、介護と医療を結び付けていいかがここで問われているわけですよ。現在国のほうでも、レセプト情報・特定健診等情報データベース NDB と介護データベース情報等を結び付けることを検討しています。その中で医師会の委員が、2つのデータベースを結びつけると、個人情報のリスクとしてはすごく大きくなると言っています。両データベースとも匿名化がなされていて、現行の個人情報保護法のレベルはクリアされています。ただし、収集過程で本人の同意を得ていないため、例外的な事例があっても、本人に迷惑がかかるものは避ける必要があります。現行の運用では事前事業の審査等を前提として提供します。連結することによるリスク増大について検討していく必要があるのではないかとということです。国では第三者提供の議論もしているので、本件とは少し違う部分もあると思いますが。ただ、要介護5という非常に数の少ない人がデータとして入っていると、概ね中学校区で分析していると、ある程度個人が特定されてくるのではと思います。それを大学の研究室にデータとして渡していいのかどうかの判断が求められます。

(所管課) 第三者提供ではない中で、より精緻な分析ができればと考えています。

(花村会長) 共同研究ですが、データは受託者に行きます。「得られたデータはこういうふうにしなさい」という歯止めをかけて協定は結ぶのですよね。

(鈴木委員) 57 ページ別紙2の「大学と連携した分析項目例」で、例えば心疾患の患者が健診指導を受けた結果の予後の差を分析するといったものについて、わざわざ横浜市の中で圏域ごとの情報を分析する必要があるということなのですか。それほど地域差がないのであれば、厚生労働省でまとめて分析してくれるものがあればそれで足りるのではないのでしょうか。リスクが高い中で、あえて行う必要があるのでしょうか。

(所管課) 国のほうでも、疾患ごとの予後の状態分析はあまり細かいものは出していません。ましてや介護と連携した分析もこれからしていこうというところです。受託者に所属している先生がそういう知見を持っているので、一緒に共同研究する中で見ていきたいです。また、地域差というものもあるのかなと考えています。横浜市と大阪市を比べても、介護や医療の状況やサービスの投入量は差が出ています。横浜市としてどうしていくかを考えていくときには、やはり横浜市のデータの中で分析していかないとはいけません。保険者として横浜市がサービス量を決めていくので、横浜市のデータの中で考えていく必要があります。

(鈴木委員) 心疾患の患者がその後どうなったかを東京都が分析しても、横浜市には役に立たないという判断ですか。

(所管課) 比較としては使えると思いますが、横浜市でそのデータが当てはまるのかというと、それは違うと思います。他都市との比較で横浜市がいい、悪いというところでは見られるかもしれません。

- (鈴木委員) リスクが高いという中であえて踏み込むものなのかどうかというのが難しいと考えています。
- (花村会長) 第 157 回個人情報保護審議会で、医療レセプトデータをシステム化することを承認しました。その目的は、18 区の特性を生かす中で見ていこうということでした。第 163 回個人情報保護審議会の圏域レベルデータベースシステムでは、圏域ごとに特徴をつかもうという話でした。今回は、データベースシステム連結させて、かつ、共同研究で歯止めをかけてとは言え、受託者にデータを渡すということです。私としては、医療機関でレセプトを作るのは、医療費の請求のためにしょうがないと感じます。そのレセプトのデータを使って、18 区の特性を考えようということも分からなくはないです。将来的に全国的には病床数が余ってきってしまうのに横浜市の場合は更に足らなくなるため、今から研究しておこうということも分からなくはないので、そのぐらいまではいいかと思えます。では、2つのデータベースシステムを統合し、受託者に渡して分析しようという段階に行ったとき、この案件では年齢などを分からなくしようといった工夫はしてないのではないか、ということです。
- (所管課) 横浜市内部の利用の前提で、直接は誰の情報か見ては分からないようにしてあるというものです。
- (花村会長) 統合すること自体は、活用できるデータとしては将来的に必要なのかなとは思いますが。データの統合にしぼって、土井委員、いかがでしょうか。
- (土井委員) 統合することは何らかの形で進めていったほうがいいのかなどと思えます。「大阪などでは傾向が違う」という例示がありましたが、各都市でそういった結果は出てくる流れになっているのですか。
- (所管課) 介護の方では、介護サービスの提供量みたいなものは、大きいデータとしては各都市ごとに出てきています。我々が分析するレベルのものを各都市みんなやっていて、横並びで政令指定都市比較ができるかということ、すぐにはできないのではと思っています。
- (土井委員) 厚生労働省もまだそういうのはやっていないですか。
- (所管課) そうですね。
- (土井委員) 横浜市が先行してやるというのが、本件の背景ですか。
- (所管課) はい。また、生々しい結果になることが想定されるので、なかなか他都市から提供してもらえません。既に先行している広島県、島根県などは、県が主導してやっています。例えば、神奈川県が県として市町村を支援するためにやるというのがあればいいですが、特にそういうのはないです。広島県などは県内の市町村比較まで視野に入れながら分析をしているのかなと思えます。
- (土井委員) 今回のものは、情報を突き合わせればかなりいろいろな個人情報が分かるというのはどうしても避け得ないと思えます。少なくとも「他の情報と照合して個人を識別することを禁止する」とか、そういう縛りをかけないといけないとは思っています。広島県などは、どのような感じなのでしょう。
- (所管課) 自治体によって扱いが違います。「個人情報ではない」という扱

いでやっているところもあります。

(土井委員) 個人情報として扱っているところはほかにありますか。

(所管課) 医療と介護を統合して分析するという事例では、自治体レベルで「個人情報ではない」という整理でやっているところが主です。

(花村会長) それは非識別化しているからということでしょうか。

(所管課) 識別性を低減して「旧法で言う個人情報ではない」という考え方ですね。

(花村会長) ですが、「先進的な医療や充実した介護を受けるためには、自分の医療情報ぐらい提供したらどうか」という発想だろうと思います。そうしないと、適切な医療、先進的な医療、充実した介護を受けられなくなるという発想で動いている自治体もあるでしょう。

(小嶋委員) 100歳の人や、100万人に1人の難病を持っている人は特定されてしまうわけです。健康保険と介護のデータを一緒にしていいのかどうか、慎重に考えないといけないのではと思います。

(吉田委員) 研究しようとする、紐付けがなされていないと有用でないもので、ものすごく割り切った自治体は「それは個人情報ではない」ということでしょうか。こうした研究をしているところで、どのような有用な結果が出たのか知りたいです。

(花村会長) 「こういうふうにやっぺいこう」という姿勢の中で「こういう分析をしてこういう結果が出て、こういうふう生きる」という具体事例が審議会委員の皆さんに分かると有り難いですが、現在は手探りでやっぺみようという感覚なのですか。

(加島委員) 医療での具体的なものは想定範囲では出ています。また、医療と健診は出ています。例えば、健診で糖尿性腎症が早めに見つかって、透析に至らないことがあります。それは医療費としては莫大に下がることになります。介護と結び付けて、具体的に「こうやると介護度が下がった」というのは分かりません。地域で活動している中では出ていますが、こういうビッグデータの中からは出ていません。

(所管課) 受託者の先生が、そういった意味では医療と介護のデータ分析の第一任者なところで研究をしています。医療介護レセプトの連結した分析の事例を出したり、「こういったことがパターンとして分析できるのではないか」「こういった効果が導き出せるのではないか」といったものを先進的になされています。そういったところに横浜のデータを入れていきたいです。

(大谷委員) 今回の取組は、横浜市の事務委託の形を取っていて、委託先の監督責任も市としてきちりやるということです。委託先の選定や契約の更新などについても妥当な範囲だと思います。リスクの高い情報を取り扱うことも十分に分かった上で、セキュリティ上の配慮として識別性を低減させると。ただ、それでも個人情報だという認識の下にこの取組をしようとして、かつ相応の投資をしてデータベースシステムも構築していくということで、比較的安心できるケースだと思います。もちろん安心し切っては駄目ですし、慎重な御意見が出るのも当然です。それを所管課には受け止めてもらい、委託先の監督、市民へのベネフィットの

還元、メリットの還元についてどういう政策目標を立て、どんな結果を出していくのかをクリアに説明できる準備をしてもらうことが求められていると思います。その姿勢を持ってやってもらえば、いいのかなとは思いますが。いくつか注文をつけるとすれば、委託先への実施状況の定期的な確認体制をつくりある程度のタイミングで審議会に報告し、実施状況についての改善点、気付きなどを報告してもらえると良いと思います。我々にとってもほかの事例にも適用できるような知見をためさせていただくことも必要ですし、報告するというルールがあるとより良いのかなという気がします。また、受託者は、先進的な分析をしているところでもあります。受託者の教員のほかにも、研究者が出入りする可能性もあるでしょうし、そういうところとの意見交換もしていると思います。受託者に出入りするほかの研究者にデータや情報が流れないような監督体制について、横浜市として慎重な見解を示すことも必要かと思えます。

(加島委員) 50 ページ「3 審議に係る事務」「事務の委託2」「内容・対象者」で、個人情報の取扱いについて四点記載されていますが、「独自研究を行わない」ことを検証をする仕組みをつくってほしいです。

(花村会長) 承認されれば、これから協定を結ぶわけですね。

(所管課) はい。

(花村会長) 加島委員がおっしゃるのは、締結後も、何らかの機会にきちんと確認してほしいということですね。

(加島委員) ログが取れるとか、データを使用した実績を出させるとかが考えられると思います。

(花村会長) そこまで厳しく検証したいということですね。

(加島委員) 54 ページ「4 個人情報の管理体制」「事務の委託2」「廃棄方法」では、「受託者が廃棄」となっていて、所管課は受託者から廃棄報告書を受け取りますが、非常に膨大なデータを本当に廃棄してくれるのかどうか、立ち会いをするなどして確認したほうがいいです。

(花村会長) 同意の範囲についてはいかがですか。データシステムを統合することについては、条例上、目的外の利用という面では審議会に諮る必要はないですね。

(事務局) 統合自体は、電子計算機処理の開始という意味では条例上も審議事項ですが、目的外利用という面では審議事項ではないです。

(花村会長) 医療レセプト情報をここまでの研究に使われることについては本人から同意は得ていません。しかし、横浜市としては、それは公益上特に必要がある、という判断の下で利用していくという理解でいいですね。

(事務局) はい、目的外利用に当たるので、条例上は「公益上特に必要があると認める」の要件を満たしている必要があります。所管課から市民情報課への合議で利用可能であり、条例上の審議会における審議事項ではありませんが、御意見いただければと思います。

(花村会長) 「公益上特に必要だ」ということについては、大谷委員も、あると考えているということでしょうか。

(大谷委員) 一人の人間にとっては、医療も介護も本当は分けられないこと

だと思っています。制度が分かれているだけです。行政は、制度が分かれていることの弊害を埋めていく努力をしなければいけません。自治体として、公益上特に必要がある、ということができると思います。

(鈴木委員) データの統合に関しては私も同意見です。データベースシステムが分かれていること自体は、制度設計上だけのことだとは思っています。統合したデータベースシステムを共同研究という形で大学に委託することは、リスクがあることなので配慮が必要ですし、本人たちは知らないことなので、説明が大事かと思えます。本件について、基本的には反対ではないです。

(吉田委員) 実施体制も含めた個人の権利保障と、なそうとする目的とのバランスが取れているのではないかと思うので、このデータベースシステムの統合についてはいいのではないかと思います。

(花村会長) 小嶋委員もよろしいでしょうか。

(小嶋委員) あとは、成果を報告してもらおうということで。

(花村会長) 協定をきちんと締結することで縛りを設け、「こんな成果が出た」という報告をしてもらえるといいのではないかと思います。

ほかに特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(6) 【案件6】通学路沿い民間ブロック塀調査業務の委託について

(7) 【案件7】民間ブロック塀等に係る補助金交付事業について（委託）

(花村会長) 事前に送付されている資料では、案件5まででしたが、事務局の方から、緊急でもう1件お願いしたいと聞いています。説明をお願いします。

(事務局) 席上に配付させていただいた資料で「通学路沿い民間ブロック塀調査業務の委託について」という資料を御覧ください。本案件は、大阪北部地震でブロック塀が倒壊した事故を受けたもので、本来、委託の審議が必要となるものですが、児童・生徒の夏休み中に、通学路沿いのブロック塀の点検を完了させたいということで、緊急に調査を行うものです。調査を委託することについて、つい最近決まったため、事前にお送りする資料には間に合いませんでしたが、事務の委託の場合は、審議会での事前審議となっているため、追加でお諮りさせていただけないかというものです。ただ、委託先の個人情報保護管理体制や、市と委託先との個人情報のやり取りの方法等について、本日まだ詳細なご説明はできない状態でございますので、本日は現時点で決まっていることを御説明させていただき、御意見をいただいた上で、次回9月の審議会で実施方法や委託先における個人情報管理体制について、事後にはなってしまいますが、御報告させていただきたいと考えております。本日、所管課である建築局建築企画課と教育委員会事務局健康教育課が来ておりますので、所管課から簡単にご説明をいたします。

(所管課) <資料に基づき説明>

(事務局) 本件に関連してもう1点お諮りしたい案件がございます。通学路に限らず道路沿いのブロック塀についても、建築局で除却等に係る補助制度を検討しています。この補助制度に基づき申請があると、申請されたブロック塀が補助対象になるかどうか、現地に行って調査をします。その調査に当たって、委託をする可能性があります。緊急に8月から委託を始めるかもしれないということで、補助制度ができた場合の調査についてもお諮りしたいです。

(花村会長) ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問はございますか。

(新田委員) 近所の小学校では、親たちがブロック塀を点検し教育委員会に提出しました。その後、教育委員会が調査をして、地域住民に対して結果報告がありました。ブロック塀のほとんどは個人所有のものです。所有者の名前が出ると、近隣の風評被害など、いろいろなことが出てくるのではと思います。個人が直すにはお金がかかります。ブロック塀の高さが10メートル、20メートルあるところもあります。調査の段階でも個人情報保護や近隣への配慮をお願いします。

(花村会長) 貴重な御意見だと思しますので、よろしくをお願いします。

(鈴木委員) 現地確認シートは、横浜市が一定の部数を印刷して調査をする人に配るのですか。調査をする人はシートを持って、現場に行くわけですね。

(所管課) はい。

(鈴木委員) 1枚落としただけでも漏えいになってしまいます。番号管理をしたり、紛失することのないようにお願いします。

(所管課) 鞆に入れて鍵をかけて持ち運ぶように、事前研修を行います。きちんと管理していきたいと思えます。

(花村会長) 考慮していただき、方法を検討してください。

(小嶋委員) 建築企画課の調査結果の情報はどこに提供しますか。建築企画課内だけなのか、教育委員会や各学校にも提供するのでしょうか。

(所管課) 建築企画課と教育委員会で共有します。学校までは教育委員会の内部機関であるので情報共有します。地域の人にとどこまで提供するかについては、地域の人が調べていただいた情報ですし、心配はされていると思いますが、片や個人情報というところもあります。今のところは学校まで情報を共有することを考えています。

(花村会長) 本案件は、緊急性があるということから、詳細は次回の個人情報保護審議会でも報告してもらおうということで、承認としたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。詳細は次回の個人情報保護審議会でも御報告をお願いいたします。

3 報告事項

- (1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告
金沢区緊急時情報システム運用事業
- (2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
インターネットCMS（Webコンテンツ管理システム）更新業務
- (3) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告
横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた子育て家庭の現状とニーズを把握するための調査
- (4) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託
体操教室参加受付事務委託
- (5) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（11件）
- (6) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（3件）
- (7) 個人情報ファイル簿兼届出書（2件）

4 その他

- (1) 個人情報漏えい事案の報告（平成30年6月23日～平成30年7月20日）
- (2) その他

（花村会長）続いて、「報告事項」及び「その他」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）追加配付資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

（事務局）配付資料により内容を御確認いただき、疑問点等があれば御連絡いただきたいのですが、1点だけ御説明させていただきます。17ページですが、ブロック塀の関係で、事務開始届は既に出してもらっています。提出時点では委託で行うという話はありませんでしたので、下から三つ目の枠、「外部委託の有無」は「無」になっていますが、これを「有」に変更することになります。

（花村会長）ただいまの報告につきまして、何かございますか。

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果報告資料もありますので、お読みいただき、何かあれば事務局までお願いしますとのことです。

特に御質問がなければ了承するというところでよろしいでしょうか。

（各委員）＜異議なし＞

（花村会長）それでは了承いたします。

本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

（事務局）本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。

次回の日程でございますが、9月26日水曜日午後2時から、関内中央

	<p>ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所での開催となります。後日御連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
資 料 特記事項	<p>1 資料</p> <p>(1) 第166回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第166回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は平成30年9月26日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は平成30年9月26日第167回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡